岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

岩手労働局長　山嵜　眞司

第４号中「１時間707円」を「１時間713円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県各種商品小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

岩手労働局長　山嵜　眞司

第４号中「１時間697円」を「１時間700円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年３月１日から効力を生ずる。

群馬労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間784円」を「１時間787円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間774円」を「１時間777円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間772円」を「１時間775円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間774円」を「１時間777円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

新潟労働局長　田村　智行

第４号中「１時間772円」を「１時間776円」に改める。

最低賃金の決定及び廃止決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金を次のように決定し、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械器具・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第９号）及び富山県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第８号）を平成21年12月29日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

富山労働局長　堀江　雅和

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

１　適用する地域　富山県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　玉軸受・ころ軸受製造業

⑵　他に分類されないはん用機械・装置製造業

⑶　トラクタ製造業

⑷　金属工作機械製造業

⑸　機械工具製造業（粉末や金業を除く）

⑹　ロボット製造業

⑺　自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。）

⑻　⑴から⑺までに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

⑼　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑺までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間782円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間724円」を「１時間727円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間736円」を「１時間737円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 30 日

長崎労働局長　黒田　正彦

第４号中「１時間770円」を「１時間774円」に改める。